

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱として、次のとおり定める。

令和元年6月3日

多摩市長 阿部 裕行

## 多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する

### 総合的な施策の大綱

第五次多摩市総合計画の理念のもとに定められた以下の政策（政策に付随する各施策を含む。）をもって、多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に代える。

政策A-2「人と学びを未来につなぐまちづくり」

政策C-2「豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり」

< 理由 >

「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」は、総合計画審議会を含む様々な市民参画や市議会の全員協議会を経て策定しているものであること

教育基本法第17条に基づき多摩市教育委員会において策定された「多摩市教育振興プラン」は、第五次多摩市総合計画との整合に留意しながら、教育の振興を図るとしていること